
**令和 5 年度版
生駒市環境マネジメントシステム
運用方針**

目次

1. 環境マネジメントシステムの意義	1
2. 生駒市環境マネジメントシステムの推進体制	2
3. 計画目標	3
(1) 環境施策全般	3
(2) 事業における環境配慮(エコオフィス)	4
4. 各計画に基づく環境関連事業一覧	5
環境関連事業一覧	5
5. 進行管理方法	13
(1) 進行管理イメージ	13
(2) 点検・評価方法	13
(3) スケジュール	14
6. エコオフィスの取組及び独自施策(参考)	15
7. 条例、規則、要綱	20

1. 環境マネジメントシステムの意義

近年、世界的な課題となっている地球温暖化をはじめとした様々な環境問題を解決するため、また、緑豊かな生駒の自然環境を次世代に引き継ぐため、公共施設を含め、市域全体で環境への負荷を減らす取組を進める必要があります。

本市では、平成 31 年 4 月から「第 3 次生駒市環境基本計画」に基づき、脱炭素社会への移行や、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請への対応を目指して、市民・事業者・行政のパートナーシップによる具体的な取組を進めています。

また、平成 26 年に内閣府から「環境モデル都市」に選定されたことから、具体的な行動計画「生駒市環境モデル都市アクションプラン」を策定し、現在は平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次生駒市環境モデル都市アクションプラン」により、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現に向け取組を進めているところです。

さらに、生駒市は令和元年に SDGs 未来都市に選定されたことをうけ、令和 4 年度から令和 6 年までの 3 ヶ年の取組を具体化した「第 2 期生駒市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。SDGs 未来都市は、「SDGs モデル」の構築に取り組むこととなりますが、生駒市では、「いこま市民パワー株式会社」を核として、再生可能エネルギー拡大によるエネルギーの地産地消の推進、市内産業の活性化、収益の還元による地域課題の解決、市民のまちづくりへの参画の促進など、「経済」・「社会」・「環境」に関する課題に対応し、「日本版シュタットベルケモデル」の実現を目指します。

本市では、上記 3 つの計画に基づく施策の進捗管理を行い、市の活動や、市内の事業者を含めた地域の皆さんの活動によって生じる様々な環境負荷を減らすために、継続的に取組を改善し、環境行動を推進するためのしくみとして、「生駒市環境マネジメントシステム」を運用しています。

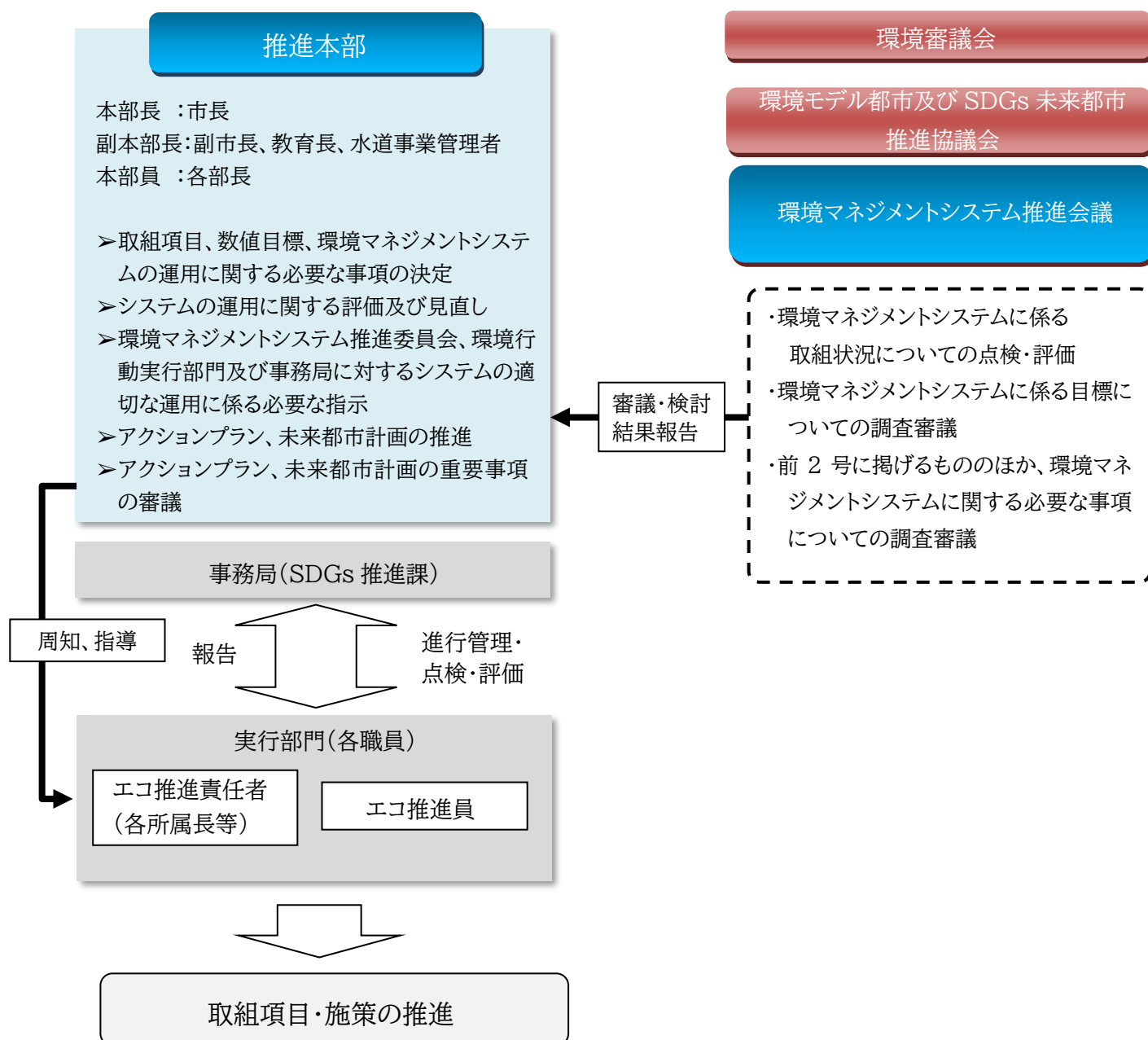
また、生駒市は令和5年4月に国の推進する「脱炭素先行地域」に選定されたことから、自治体新電力「いこま市民パワー株式会社」による再エネ電力の供給と、地域の集会所などを「複合型コミュニティ」拠点とする事業を組み合わせ、地域を活性化しながら二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を進めていきます。

これらの取組を通して、職員一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、各々の職場において職務を遂行する上で常に環境への配慮に心掛け、具体的な環境行動を進めていきます。

2. 生駒市環境マネジメントシステムの推進体制

環境マネジメントシステムは以下の図に示す推進体制で実施していきます。「環境マネジメントシステム推進本部」、「環境マネジメントシステム推進会議」により、庁内のみならず、市民や事業者と連携しながら取組項目・施策の推進を図っていきます。

また、環境モデル都市アクションプラン及び SDGs 未来都市計画については、専門的な知見を有する有識者、民間企業、関連団体等で構成する「環境モデル都市及び SDGs 未来都市推進協議会」を設置し、取組の確実な推進と市域の低炭素化を進めていきます。



3. 計画目標

(1)環境施策全般

各計画(環境基本計画、環境モデル都市アクションプラン、SDGs未来都市計画)で掲げている環境施策の数値目標をまとめ、以下に示します。

市域における数値目標

項目	基準年	目標数値				2022 年度 実績値
		2022 年度	2023 年度	2030 年度	2050 年度	
温室効果ガス排出量 削減率	平成 18(2006)年度	(※2)17.5% (※2)26.8 万 t- CO2	21.2% 25.6 万 t-CO2	35%	70%	(※1)27.6万 t-CO2
1人あたりCO ₂ 排出 量	平成 18(2006)年度	(※2)2.25t- CO2	2.16 t-CO2	—	—	(※1)2.34t-CO2
緑地面積の割合	平成 29(2017)年度	47.89%	47.90%	—	—	47.91%
遊休農地活用事業で 利用されている農地 面積	平成 29(2017)年度	56,285 m ²	57,285 m ²	—	—	57,875 m ²
下水道普及率	平成 29(2017)年度	73%	73.5%	—	—	72.60%
家庭系燃えるごみの 1人1日あたり排出量	平成 29(2017)年度	411g	405g	—	—	440g
再エネによる発電容 量合計	平成 29(2017)年度	33,495kW	35,145kW	—	—	30,981kW
資源循環コミュニティ ステーションの設置	令和 2 年(2020)度	2か所	2か所	—	—	3 か所

(※1)2021 年度の実績値。

(※2)実績値が 2021 年度の値であることから、2021 年度の目標値を記載している。

(2)事業における環境配慮(エコオフィス)

事務事業における環境配慮(エコオフィス)の目標は、市域全体の温室効果ガス削減に貢献できるよう、率先した数値を以下のように設定しています。年度ごとの公共施設を取り巻く状況に応じて、平成18年度(2006年度)を基準に令和12年度(2030年度)までに35%削減を目指します。

公共施設における数値目標

目 的	項 目		令和5(2023)年度 目標
地球温暖化の防止	二酸化炭素排出量の削減		二酸化炭素排出量を令和元(2019)年度比で増加させない。 (令和元年度排出量:6,399t-CO2)
	電気使用量の削減		
	公用車	ガソリン	
		軽油	
	燃料	都市ガス	
		重油	
		灯油	
		LPG	
循環型社会の構築	ごみ排出量		ごみの排出量を令和4(2022)年度比で増加させない。(令和4(2022)年度実績:51,350kg)
ペーパーレスの推進	紙の使用量		紙使用量を令和4(2022)年度比で増加させない。(令和4(2022)年度実績:79,767kg)
健全な水循環	水使用量		水使用量を令和4(2022)年度比で増加させない。(令和4(2022)年度実績:152,099 m³)

※二酸化炭素排出量については、令和4年度の実績に新型コロナウイルス感染拡大の影響が出たこと等から、令和5年度の目標は令和元年度比で設定しています。

4. 各計画に基づく環境関連事業一覧

環境基本計画・環境モデル都市アクションプラン・SDGs未来都市計画に基づく環境関連事業一覧を以下に示します。

生駒市環境基本計画						
施策			No.	具体的な事業	担当課	関連計画 (環境モデル都市 アクションプラン) 関連計画 (SDGs未来都市計画)
リーディングプロジェクト			1	お得でスマートに取り 組む食品ロス削減	SDGs推進課	AP3-4-3
					環境保全課	AP3-4-3
			2	エネルギーの地産地 消推進で地域の課題 も解決	SDGs推進課	AP3-1-1・3-1-2・3- 1-3・3-3-1・3-4-5
					環境保全課	AP1-2-1
			3	次世代へつなげ！生 駒の豊かな自然ライ フスタイル	SDGs推進課	
					共通	
			4	スキル・空間・体験の シェアリングでコミュ ニティカアップ！	商工観光課	AP2-4-2
					共通	SDGs8
1 自然環境	(1)住宅 都市の周 囲に広がる里山を 保全し、 利活用を 進めます	①多様な自然の保 全・活用	1-1-1-①	生物生息環境の保全	環境保全課	
			1-1-1-②	里山整備活動への支 援	みどり公園課	
			1-1-1-③	竹林の整備・活用	農林課	AP1-2-3
			1-1-1-④	自然観察会等、体 験・学習活動の開催	SDGs推進課	
					みどり公園課	
		②豊かな自然を活か した暮らしの推進	1-1-2-①	生駒山麓公園・高山竹 林園・花のまちづくりセ ンターなど、施設の運 営を通じた情報発信・ 機会の提供	商工観光課 (観光振興室)	AP2-1-2
					みどり公園課	AP2-1-2
					花のまちづくりセンター	AP2-1-2
			1-1-2-②	自然環境を活かした 魅力体感イベントの 開催	商工観光課	
			1-1-2-③	自然とふれあえるハ イキングコースのPR	商工観光課 (観光振興室)	AP2-1-2
					みどり公園課	AP2-1-2
		③自然を活用したに ぎわいの創出	1-1-3-①	自然環境を活かした 観光の推進	商工観光課 (観光振興室)	
	(2)農地 の利用を 促進し、 自然の恵 みを体感 できる環 境づくりを 進めます	①農地利用の促進	1-2-1-①	有害鳥獣被害対策	農林課	
			1-2-1-②	遊休農地の活用	農林課	SDGs6
			1-2-1-③	農業体験学習	農林課	SDGs6
		②農産物の地産地消 の促進	1-2-2-①	学校給食での地元農 産物の導入	農林課 給食センター	
			1-2-2-②	イベント等での地元 農産物の販売・普及	農林課	

	(3) まちなかの緑化を推進し、みどりを身近に感じられるまちづくりを進めます	① まちなかの緑化の推進	1-3-1-①	公共スペースの緑化推進	みどり公園課		
					花のまちづくりセンター		
			1-3-1-②	公園の緑化・再整備	みどり公園課		
			1-3-1-③	街路樹の更新	みどり公園課		
					管理課		
			1-3-1-④	みどりの基金を活用した緑化推進	みどり公園課		
					花のまちづくりセンター		
		② 自然環境を調和する景観の保全・創出	1-3-2-①	景観形成基本計画による景観保全・創出の推進	みどり公園課		
			1-3-2-②	景観まちづくり相談	みどり公園課		
			1-3-2-③	花とみどりの景観まちづくりコンテストの開催	みどり公園課		
					花のまちづくりセンター		
2生活環境	(1) 大気・水質など生活環境のさらなる向上を目指します	① 大気汚染の防止	2-1-1-①	大気汚染物質の測定・監視	環境保全課		
		② 水質汚濁の防止	2-1-2-①	公共下水道の整備	下水道課		
			2-1-2-②	合併処理浄化槽の普及促進	下水道課		
			2-1-2-③	生活排水対策の推進	環境保全課		
		③ 土壌汚染等の防止	2-1-3-①	一定規模以上の土地の埋立て等の適正指導	環境保全課		
		④ 騒音・振動対策の推進	2-1-4-①	騒音測定・振動測定	環境保全課		
		⑤ 悪臭の防止	2-1-5-①	臭気測定	環境保全課		
		⑥ 水辺環境の保全	2-1-6-①	河川の清掃活動	環境保全課		
			2-1-6-②	水生生物調査の実施	SDGs推進課		
					環境保全課		
	(2) ごみの少ない、資源を有効利用する循環型のまちを形成します	① ごみの発生抑制・リユースの促進	2-2-1-①	生ごみ減量化の促進	環境保全課		SDGs2
			2-2-1-②	レジ袋発生抑制の推進	環境保全課		SDGs2
			2-2-1-③	食器市・リユース市の開催など、リユースの推進	環境保全課		SDGs2
					清掃リレーセンター		
			2-2-1-④	フードドライブ、エコクッキングなど食品ロス削減	SDGs推進課	AP3-4-3	
					環境保全課	AP3-4-3	SDGs2
		② 分別・リサイクルの推進	2-2-2-①	集団資源回収への支援	環境保全課		SDGs2
			2-2-2-②	小型家電の回収促進	環境保全課		SDGs2
			2-2-2-③	ごみ収集体験・ごみ処理施設見学会など学習会の開催	SDGs推進課		
					環境保全課		SDGs2
		③ 市民・事業者・行政による協働の推進	2-2-3-①	市民・事業者・行政の協働による5Rの取組及び普及方法の検討	環境保全課		SDGs2

		④環境負荷の小さいごみ処理の推進	2-2-4-①	廃棄物エネルギー利活用計画の推進	SDGs推進課	AP1-2-2	
					環境保全課	AP1-2-2	
(3)美しいまちを維持し、住宅都市の魅力向上を図ります	①条例に基づく生活環境の向上	2-3-1-①	条例及び歩きたばこ等禁止区域の周知・啓発	環境保全課			
		2-3-1-②	パトロールの実施によるポイ捨て抑制及び歩きたばこ等の防止	環境保全課			
	②不法投棄防止の推進	2-3-2-①	不法投棄の抑制	環境保全課			
	③道路・公園の清掃活動の推進	2-3-3-①	地域の環境美化活動への支援	環境保全課			
	④空き家対策の推進	2-3-4-①	「いこま空き家流通促進プラットフォーム」の運営支援による空き家対策の推進	住宅政策室	AP1-3-2	SDGs1	
		2-3-4-②	空き家や住まいに関するセミナー、相談会開催等による空き家の発生予防	住宅政策室	AP1-3-3・1-3-4		
		2-3-4-③	老朽家屋の対策	建築課			
	⑤空き地対策の推進	2-3-5-①	空き地等の適正管理	環境保全課			
3地球環境	(1)再生可能エネルギーの地産地消を進め、持続可能なまちを構築します	①住宅・事業所等への再生可能エネルギーの普及促進	3-1-1-①	住宅・事業所等への再生可能エネルギー設備導入への支援	SDGs推進課	AP1-4-1・1-5-3・1-6-6	SDGs12
					商工観光課	AP1-4-5	SDGs12
					地域コミュニティ推進課	AP1-4-6	SDGs12
		②公共施設への再生可能エネルギーの率先的な導入	3-1-2-①	公共施設への再生可能エネルギー設備導入	共通	AP1-4-3	SDGs13
			3-1-2-②	市民共同発電所への支援	SDGs推進課	AP1-4-4	
		③いこま市民パワー株式会社と連携した取組による再生可能エネルギーの普及促進	3-1-3-①	未利用エネルギーの有効活用検討	SDGs推進課	AP1-4-2・3-1-1・3-4-5	SDGs15
					環境保全課	AP1-2-1	SDGs15
	(2)家庭・事業活動・交通など、各分野におけるエネルギー需要の抑制と効率的な利用を進めます	①省エネハウスの普及促進	3-2-1-①	住宅への省エネ関連設備導入への支援	SDGs推進課	AP1-2-5・1-5-1・2-2-1・2-2-2・2-2-3・3-2-1	
					建築課	AP1-3-1	
		②公共施設の省エネルギーの推進	3-2-2-①	公共施設への省エネ設備の導入	SDGs推進課	AP1-6-1・1-6-2・1-6-3・1-6-4・3-2-2	
					環境保全課	AP1-2-4(防犯灯)	
					総務課	AP1-6-1(EV)	
					共通		
		③ICTの活用による、まちの低炭素化	3-2-3-①	ICTを活用した見える化による温室効果ガス排出削減施策の検討	SDGs推進課	AP2-2-3・3-1-2・3-1-3	

		④エコオフィス等による行政の率先行動	3-2-4-①	PDCAサイクルによる市職員の環境行動の管理徹底	SDGs推進課		
		⑤環境にやさしい交通への転換	3-2-5-①	モビリティ・マネジメントなど、公共交通機関の利用促進	事業計画課	AP1-6-7・1-6-8	
					SDGs推進課	AP1-6-7・1-6-8	
			3-2-5-②	地域公共交通網形成計画に即した公共交通サービスの検討	事業計画課		
		⑥歩いて楽しいまちづくりの推進	3-2-6-①	歩行者空間の整備	事業計画課		
					土木課		
					管理課		
	(3) 気候変動への適応策に取り組めます	①適応策についての情報提供・啓発	3-3-1-①	気候変動の影響に関する情報の把握	SDGs推進課		
			3-3-1-②	個々にできる取組の周知啓発	SDGs推進課		
		②将来の災害の増加に備えた、防災面での適応策の推進	3-3-2-①	ハザードマップの作成等防災対策の推進	防災安全課		
			3-3-2-②	貯留浸透事業	事業計画課		
					土木課		
					管理課		
		③健康リスクなどへの適応	3-3-3-①	熱中症予防対策の推進	健康課		
4コミュニティ	(1) 環境教育・環境学習で環境に関心を持つ人を増やします	①環境教育・環境学習の促進	4-1-1-①	環境に関する出前講座の実施	SDGs推進課	AP2-3-1	
					環境保全課	AP2-3-1	
			4-1-1-②	環境学習教材・資料の制作・提供	SDGs推進課	AP3-4-4	
			4-1-1-③	市民が講師となる環境講座の開催	SDGs推進課	AP2-1-1・2-3-2・2-3-3	
	(2) 多世代が環境の取組に楽しんで参加し、輪を広げる機会をつくれます	①環境に関する情報の公開・提供の推進	4-2-1-①	ホームページやSNSを通じた情報発信	SDGs推進課	AP2-1-2	
					環境保全課	AP2-1-2	
					共通	AP2-1-2	
		②市民と環境との関わり合いの促進	4-2-2-①	多世代が楽しみながら交流できる体験型イベント、講座等の開催	共通		
			4-2-2-②	市民の自主的な環境活動へのサポート	共通	AP2-1-3	
	(3) 市民の交流参加のしくみと多様な主体が連携協力する体制を充実します	①協働とパートナーシップに基づく施策の推進	4-3-1-①	多様な主体が交流・連携できる体制の確立	SDGs推進課	AP2-4-4	
					商工観光課	AP2-4-2	
					共通	AP2-4-1・2-4-3	
			4-3-1-②	協働によるイベント等の開催	共通		

生駒市環境モデル都市アクションプラン						
施策		No.	具体的な事業	担当課	関連計画（環境基本計画・リーディングプロジェクト）	関連計画（SDGs）
環境がまちをつくる	1-①魅力あるコンパクトシティの整備	1-1-1	公共施設、共同住宅、商業施設及び医療施設などの集約によるコンパクトで便利なまちづくりを引き続き推進。	都市計画課		
		1-1-2	生駒市北部の主要駅である近鉄学研北生駒駅周辺において、商業施設の立地計画と連携した一体的で環境に配慮したまちづくりを引き続き推進。	拠点形成課		
		1-1-3	駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業推進。	幼保こども園課		
				共通		
		1-1-4	生駒市都市計画マスタープランの改定を通じ、豊かな自然や田園環境との調和のとれたまちづくりを推進する。	都市計画課		
		1-1-5	学研高山地区第2工区のまちづくりとして、全体土地利用計画等の策定や市民等への情報周知・PRを行う。	拠点形成課		
	(1-②)環境負荷の低いまちづくり	1-2-1	「生駒市清掃センター」における清掃施設更新に伴い、発電設備導入を検討し、「いこま市民パワー」を活用したエネルギーの地産地消を推進。	環境保全課	基本計画3-1-3-① (リ)2	SDGs15
		1-2-2	剪定枝等廃棄物由来のバイオマスの利活用を推進し、ごみ焼却量の減少を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進。	SDGs推進課	基本計画2-2-4-①	
				環境保全課	基本計画2-2-4-①	
		1-2-3	竹林整備事業を実施し、市の魅力である竹林の保全を推進。	農林課	基本計画1-1-1-③	
		1-2-4	防犯灯など室外灯のLED化による消費電力の削減を推進。	環境保全課	基本計画3-2-2-①	
				共通	基本計画3-2-2-①	
		1-2-5	共同住宅共用部LED化補助。	SDGs推進課	基本計画3-2-1-①	
	(1-③)省エネルギー・リフォーム・リノベーション支援	1-3-1	戸建て住宅の断熱性能の向上など省エネルギー改修工事に対する補助を実施。	建築課	基本計画3-2-1-①	
		1-3-2	いこま空き家流通促進プラットフォームに対する空き家所有者情報の提供等運営支援	住宅政策室	基本計画2-3-4-①	SDGs1
		1-3-3	空き家や住まいに関するセミナー・相談会・出前講座等の開催。	住宅政策室	基本計画2-3-4-②	
		1-3-4	中古住宅の流通促進のための奨励金。	住宅政策室	基本計画2-3-4-②	
	(1-④)太陽光発電システムの加速度的普及促進・既存設備の有効活用	1-4-1	10kw以下の太陽光発電システム整備への補助。	SDGs推進課	基本計画3-1-1-①	SDGs12
		1-4-2	FIT（電力固定価格買取制度）切れの太陽光発電設備の有効活用。	SDGs推進課	基本計画3-1-3-①	SDGs15
		1-4-3	公共施設への再生可能エネルギーの率先的な導入を検討。	共通	基本計画3-1-2-①	SDGs13
		1-4-4	市民エネルギー生駒による太陽光共同発電所整備への支援。	SDGs推進課	基本計画3-1-2-②	
		1-4-5	再エネ設備を導入する中小企業への融資制度の運用。	商工観光課	基本計画3-1-1-①	SDGs12
		1-4-6	自治会の集会所等への太陽光発電設備整備補助。	地域コミュニティ推進課	基本計画3-1-1-①	SDGs12
	(1-⑤)燃料電池・コージェネレーションの導入支援	1-5-1	家庭用燃料電池設置補助の実施。	SDGs推進課	基本計画3-2-1-①	
		1-5-2	公共施設へのコージェネレーション導入の検討。	SDGs推進課		
				共通		
		1-5-3	家庭用蓄電システム導入補助制度の実施。	SDGs推進課	基本計画3-1-1-①	SDGs12
		1-6-1	公用車及びコミュニティバスなどの車両更新時における、電気自動車導入検討。	総務課	基本計画3-2-2-①	
				SDGs推進課	基本計画3-2-2-①	
				事業計画課		
		1-6-2	電気自動車用急速充電設備の継続運用及び、利用促進。	SDGs推進課	基本計画3-2-2-①	
		1-6-3	事業者と連携した、超小型モビリティの普及・活用の検討。	SDGs推進課	基本計画3-2-2-①	

環境がひとを育てる	(1-⑥)環境にやさしい移動手段の普及促進	1-6-4	市の公用車への超小型モビリティの導入。	SDGs推進課	基本計画3-2-2-①	
		1-6-5	自転車利用ネットワークマップの作成。	商工観光課		
		1-6-6	家庭向けV2Hシステム導入補助制度の継続実施。	SDGs推進課	基本計画3-1-1-①	SDGs12
		1-6-7	ICTを活用したオンデマンド型シェアリング交通サービスであるAI運行バスの導入の検討。	SDGs推進課	基本計画3-2-5-①	
				事業計画課	基本計画3-2-5-①	
		1-6-8	AIを活用した交通需要予測モデル構築の検討。	SDGs推進課	基本計画3-2-5-①	
				事業計画課	基本計画3-2-5-①	
		1-6-9	ICT技術を活用した自転車シェアリングの導入を検討。	SDGs推進課		
	(2-①)環境啓発活動、環境に関わる人材の発掘・養成	2-1-1	市民一人ひとりが持つ特技を活かし、暮らしの知恵を教え合う環境教育・学習の促進	SDGs推進課	基本計画4-1-1-③	
		2-1-2	地域の自然環境や魅力的な活動をより多くの市民が知り、関心を持つきっかけづくりとなる情報発信の促進	SDGs推進課	基本計画4-2-1-①	
				環境保全課	基本計画4-2-1-①	
				商工観光課	基本計画1-1-2-①・1-1-2-③	
				みどり公園課	基本計画1-1-2-①・1-1-2-③	
				花のまちづくりセンター	基本計画1-1-2-①	
		2-1-3	市内で自主的に実施されている環境活動へのサポートの継続	共通	基本計画4-2-2-②	
	(2-②)家庭でのエコ取組の促進	2-2-1	「うちエコ診断」等の家庭向け省エネ診断や事業所等への節電セミナー等を実施。	SDGs推進課	基本計画3-2-1-①	
		2-2-2	家庭や事業所ごとに適した省CO2、省エネルギー対策の提案。	SDGs推進課	基本計画3-2-1-①	
		2-2-3	「市民向けのスマートフォンアプリ(市民アプリ)」と連動したHEMSの普及など、エコ取組を促す仕組みづくりを検討。	SDGs推進課	基本計画3-2-1-① 3-2-3-①	
		2-2-4	「市民アプリ」を活用した、クールスポット、ホットスポットの利用促進を検討。	SDGs推進課		
	(2-③)学校・地域への環境出前講座	2-3-1	市職員による教育機関への出前講座を継続実施。	SDGs推進課	基本計画4-1-1-①	
				環境保全課	基本計画4-1-1-①	
		2-3-2	近畿大学との連携協定に基づく、学生主体による学校現場での環境講座の継続実施。	SDGs推進課	基本計画4-1-1-③	
		2-3-3	市民団体と連携した、市民対象の環境出前講座の継続実施。	SDGs推進課	基本計画4-1-1-③	
	(2-④)住民や企業、他都市と連携した取組	2-4-1	住民との連携、都市間連携を促すための交流イベントを開催。	共通	基本計画4-3-1-①	
		2-4-2	地域内の新たな資源(スキル、空間、体験)を活用し、地域内課題の解決や市民のネットワーク作りを推進。	商工観光課	基本計画4-3-1-① (リ)4	SDGs8
		2-4-3	企業経営者や従業員への情報提供や啓発活動等を実施検討。	共通	基本計画4-3-1-①	

		2-4-4	イタリア・アンコーナ市との国際都市間協力(IUC)プロジェクトも活用した新たな課題解決モデルの提示。	SDGs推進課	基本計画4-3-1-①	
環境が経済を循環させる	(3-①)「いこま市民パワー」を基軸とした経済の循環	3-1-1	「いこま市民パワー」を通じ、市域の再生可能エネルギーを市民・市内事業者へ販売する、エネルギーの地産地消モデルの構築。	SDGs推進課	基本計画3-1-3-①(リ)2	SDGs15
		3-1-2	市内全域及び各地域のエネルギー需給を総合管理するCEMSの導入検討。	SDGs推進課	基本計画3-2-3-①(リ)2	
		3-1-3	電力需給の管理システム及び市域の各種EMSと連携した、デマンドレスポンスの導入検討。	SDGs推進課	基本計画3-2-3-①(リ)2	
	(3-②)各種EMS導入支援	3-2-1	補助等により、市内住宅へのHEMS・MEMSの導入を促進。	SDGs推進課	基本計画3-2-1-①	
		3-2-2	事業所用のBEMSの普及・拡大に向けた情報提供等の啓発と、公共施設へのBEMS導入の検討。	SDGs推進課	基本計画3-2-2-①	
	(3-③)ICTを活用したコミュニティサービスの提供	3-3-1	市民アプリを活用して、各家庭・事業所におけるエネルギーマネジメント、市政情報の提供、高齢者見守り、買い物支援、子育て支援、健康づくりなどの新規コミュニティサービスの提供を検討。	SDGs推進課	(リ)2	
	(3-④)地産地消サイクル構築に向けた取組	3-4-1	市内で削減されたCO2削減量を排出権化し、市内の事業者やイベント、公用車などからのCO2排出分のオフセットに活用することを検討。	SDGs推進課		
		3-4-2	ICTを活用した農業の効率化、農福連携、6次産業化等の推進による農業振興や障がい者の就労を検討。	農林課		SDGs6
		3-4-3	食品ロス(食品廃棄)対策など食品残さの削減・有効活用等。	SDGs推進課	基本計画2-2-1-④(リ)1	
				環境保全課	基本計画2-2-1-④(リ)1	SDGs2
		3-4-4	手作りバイオガス装置を用いた循環教育プログラムの検討。	SDGs推進課	基本計画4-1-1-②	
		3-4-5	未利用バイオマス資源である剪定枝・竹等の発電・熱利用等の活用検討。	SDGs推進課	基本計画3-1-3-①(リ)2	SDGs15
		3-4-6	小水力発電の運用。	浄水場		

生駒市SDGs未来都市計画				
No.	具体的な事業	担当課	関連計画(環境基本計画)	関連計画(アクションプラン)
1	都市構造の再設計 ※空き家対策など	住宅政策室	基本計画2-3-4-①	AP1-3-2
2	ごみ排出量の削減 ※生ごみ・プラスチック製容器 包装の減量、日用品の再利 用など	環境保全課	基本計画2-2-1-①・2-2- 1-②・2-2-1-③・2-2-1- ④・2-2-2-①・2-2-2-②・ 2-2-2-③・2-2-3-①	AP3-4-3
3	高齢者支援 ※地域包括ケアシステムの構 築など	地域包括ケア推進課		
4	子育て支援 ※子育てを地域で支えあうコ ミュニティの構築など	子育て支援総合セン ター		
5	スローツーリズムの推進 ※滞在型のスローツーリズム の推進など	商工観光課		
6	農業の振興 ※新規参入支援、スマート農 業など	農林課	基本計画1-2-1-② 1-2-1-③	AP3-4-2
7	いこま市民パワーの事業にお ける雇用の創出	SDGs推進課	(リ)2	
8	シェアリングエコノミーの推進	商工観光課	(リ)4 基本計画4-3-1-①	AP2-4-2
9	日常のごみ出しを活用した 「社会コンビニエンス」事業 ※複合型コミュニティづくり	地域コミュニティ推進課		
		SDGs推進課		
10	セカンドキャリア人材のまちづ くりへの参加 ※セカンドキャリア人材による 市民主体の取組への支援	共通		
11	女性の活躍促進 ※政策・方針決定過程への女 性参画推進	男女共同参画プラザ		
12	住宅・事業所等への再生可能 エネルギーの普及促進	SDGs推進課	基本計画3-1-1-①	AP1-4-1・1-5-3・1-6-6
		商工観光課	基本計画3-1-1-①	AP1-4-5
		地域コミュニティ推進課	基本計画3-1-1-①	AP1-4-6
13	公共施設への再生可能エネ ルギーの率先的な導入	共通	基本計画3-1-2-①	AP1-4-3
14	資源循環・コミュニティステ ーションによる資源の再利用 ※複合型コミュニティづくり	地域コミュニティ推進課		
		SDGs推進課		
15	いこま市民パワーによる日本 版シュタットベルケモデル構 築事業	SDGs推進課	基本計画3-1-3-① (リ)2	AP1-4-2・3-1-1・3-4-5
		環境保全課	基本計画3-1-3-① (リ)2	AP1-2-1

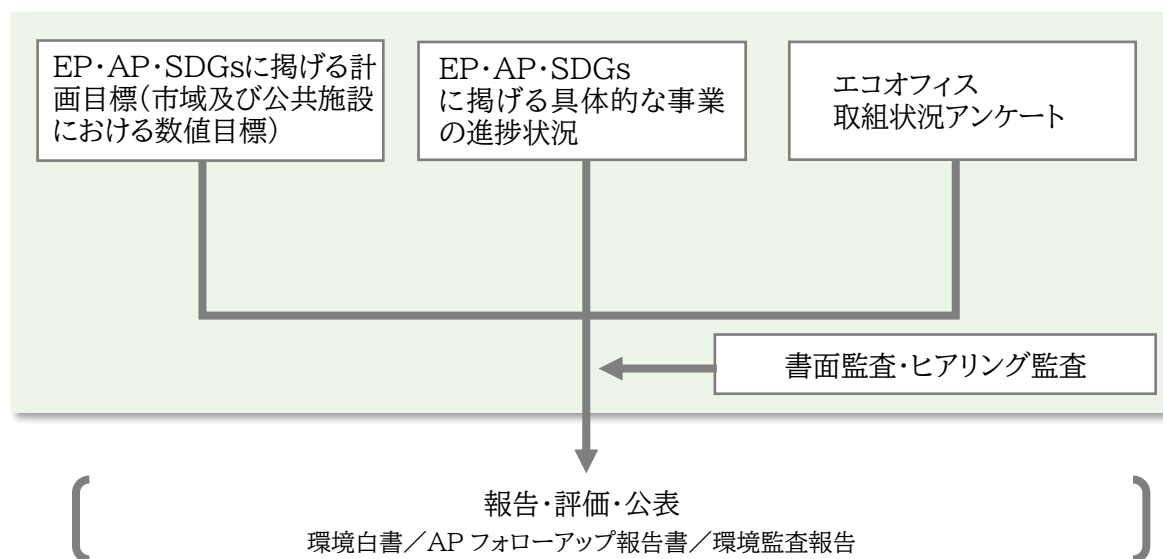
5. 進行管理方法

(1) 進行管理イメージ

一体管理によるマネジメントシステムの進行管理イメージを以下に示します。「環境関連計画に掲げる計画目標」、「環境関連計画に掲げる具体的な事業の進捗状況」、及び「エコオフィス取組状況アンケート」の3つを一体的に管理していきます。

【調査対象】

- 環境関連計画に掲げる計画目標:SDGs 推進課
- 環境関連計画に掲げる具体的な事業の令和4年度取組結果及び令和5年度取組計画
:各計画における各事業を担当する部署、調査票1、2の結果
- エコオフィス取組状況アンケート:全職員(グループウェアで実施)



注)EP:環境基本計画、AP:アクションプラン、SDGs:SDGs 未来都市計画

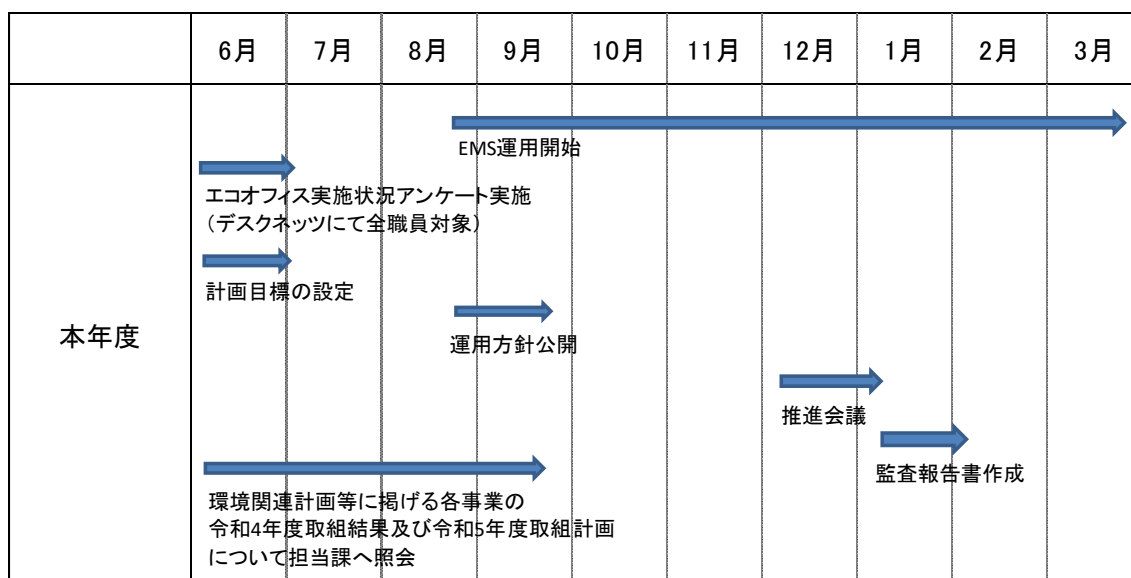
(2) 点検・評価方法

- ・令和5年度のエコオフィスにかかる数値目標について書面確認
- ・運用方針の策定
- ・環境マネジメントシステム推進会議委員による点検・評価
 - 市域全体にかかる指標・数値目標について点検・評価
- ・職員の日頃の環境行動への取組状況を調査するエコオフィス取組状況アンケート

(3)スケジュール

以下に示すスケジュールにより、環境施策及び環境配慮行動について一体的に進捗管理を行います。

※目標設定に加えて、年間を通して、各部署での紙使用量、ごみ排出量、リサイクル量等を事務局まで報告していただくことで、間断ない環境配慮行動の推進を図ります。



6. エコオフィスの取組及び独自施策(参考)

全職員に共通したエコオフィスの取組、各部署共通での項目については、下記を参考に実施してください。

全職員に共通した取組

項目 NO.	項目	具体的取組
1	電気を使用するとき	【照明】業務や市民サービスに支障がない範囲で、昼休み中は消灯、それ以外の時間でも照明の使用は最小限に抑える。
		【照明】窓側や廊下で明るい時間帯は自然採光を利用し、照明の使用を抑制する。
		【パソコン・機器】パソコンの節電対策を徹底する。
		【パソコン・機器】席を離れるときはパソコンのふたを閉じ、パソコンを 1 時間以上使用しない時は、電源を切る
		【パソコン・機器】シュレッダー等常時使用しない機器類は、使用するときには電源を入れ、使用後は必ず電源を切る。
		【パソコン・機器】退庁時には、パソコン本体、プリンターの電源を必ず切る。
		【パソコン・機器】エレベーターの使用をできるだけ控え、移動には階段を利用する。
		【夏季・冬季節電対策】空調の室温設定は、夏期28℃、冬期19℃とし、気温や体調に合わせた快適なビジネススタイルを心掛ける。 ▶参考資料「ウォームビズの終了と年間を通じた空調・服装について(通知)」を参照
2	水を使用するとき	洗面所やトイレの使用の際には、必要以上に水を流さず節水に努める。
		水道の使用後は、水栓の止栓を確認する。
		せっけん、洗剤は必要な量だけ使う。
		食器を洗う時は、必要以上に水を流さず節水に努める。
3	コピーやプリントアウトするとき	両面印刷、使用済み用紙(片面使用済み用紙)の裏面活用、縮小印刷機能の活用を徹底し、紙の使用量を減らす。
		会議室備付けの大型モニターの活用など会議のペーパーレス化、電子化に努める。
		コピー機の横に使用済み用紙をストックできる容器を設置する。また、設置する場合は、「片面使用済み用紙」「両面使用済み用紙」「シュレッダー処理が必要な用紙」に分けて容器を用意する。
		プリントアウト、コピーの際には事前に設定を確認しミスコピー防止に努める。
		簡易な供覧については、プリントアウトしないでメールで送るなど、庁内LANを活用する。
		会議資料等は工夫してできるだけ簡素化し、作成部数の適正化を徹底する。
		印刷物は、配布先や内容を精査し、必要最小限のページ数、部数とする。
		使用済み封筒は、庁内で活用する。

項目 NO.	項目	具体的取組
4	ごみにする前に	平成 27 年 4 月の家庭系ごみ有料化に伴い、率先垂範してごみ減量を徹底する。
		ごみの分類については、「ごみ・リサイクル資源の分類及び排出方法」を基準として、各所属で分類方法を決定し、エコ推進責任者が各職員に通知し、その分類方法に従って行動する。
		▶参考資料「ごみ・リサイクル資源の分類及び排出方法」を参照
		ファイル等は、可能な限り再利用する。
		びん、缶、ペットボトルなどは、所定の場所に設置されたリサイクルボックスに出す。
		個人用のごみ箱は撤廃し、ごみ箱を共有する。
		プラスチック製容器包装について分別を徹底し、資源化する。
		個人情報が含まれた文書を大量に処分する場合でも、できる限り焼却処分せずにシュレッダー処理をし、資源化する。
		※シュレッダー処理されたものは、再生トイレットペーパー「いこま紙」にリサイクルされます。
		所属の事業に伴うごみや、一時的に多量に出るごみについては、事業系指定袋を各所属で購入する。
		食べ残しは無くし、食品ロス削減に努める。
		事業に伴い発生した食品廃棄物は可能な限り再生利用する。
	会議等を行うとき	会議等での飲料は原則提供しない。
		会議等の開催前に参加者には必要に応じてマイボトル等を持参してもらうように呼びかける。
		長時間に及ぶ会議など、飲料が必要となる場合には、会場の隅に湯茶やリユースびん入り飲料と湯飲みやガラスコップなどとともに準備しておき、セルフサービスにより対応する。
		イベント等会議以外で飲料を提供する場合についても、上記の趣旨を尊重し、リユース容器の使用に努めること。
		移動や資料印刷が削減できるオンラインでの会議・打合せを積極的に行う。
5	物品を購入するとき	物品の購入にあたっては、まずその必要性をよく検討し、必要と判断した場合は、適正な量をよく検討した上で購入数量をできるだけ抑制する。
		物品を購入する際には、環境負荷の低減を図るため、環境に配慮された物品（グリーン購入対象品）を優先的に購入する。
		コピー機やプリンターのトナーについては、リサイクル可能な商品を購入する。また、使用後は回収業者に回収してもらう。
		電化製品などの新規購入や買い替え時には、製品に表示されている省エネラベルなどを参考にし、省エネ性能に優れた製品を購入する。
		使い捨て製品は、できるだけ購入を控える。

項目 NO.	項目	具体的取組
		不要な袋や包装は断り、簡易包装での納品を要請する。また、その旨を仕様書に明記する。
6	公用車を利用するとき	公共交通機関を利用できる場合は、公用車の使用を控える。 近距離では、公用自転車を利用する。 公用車を使用する際には、できるだけ低公害車や燃費のよい車を優先的に利用する。 電気自動車やプラグインハイブリッド車を積極的に活用する。 発進時はふんわりアクセル「e スタート」を心がける。(最初の 5 秒で、時速 20km 程度を目安) 車間距離にゆとりをもって加速・減速の少ない運転に努める。 荷物の積み下ろしや長い信号待ちなどの停車時には、アイドリングストップを心がける。 運転前点検時には、タイヤの空気圧が下がっていないか確認する。 走行経路を精査し、無駄な走行を無くす。 可能な場合は、相乗りをするよう心がける。 エアコンの使用は控えめにする。
7	通勤時の環境配慮	近距離の通勤にはなるべく徒歩又は自転車を利用する。 通勤にはなるべく公共交通機関を利用する。
8	常駐する事業者を管理する部署	【要請内容】社用車の環境に配慮した運転の励行(アイドリングストップや急発進急加速の禁止等) 【要請内容】省エネ、省資源、ごみ減量への取組 【要請内容】その他、業務営業等における環境への配慮
9	出入りする事業者と接する部署	【要請内容】物品納入の場合には、過剰な包装はしないこと。 【要請内容】物品納入時の包装容器の持ち帰り 【要請内容】弁当などの空容器の回収 【要請内容】職員への不必要な個別チラシの配布自粛 【要請内容】社用車の環境に配慮した運転の励行(アイドリングストップや急発進急加速の禁止等) 【要請内容】その他、業務営業等における環境への配慮
10	市民が利用する会議室、調理室、体育館等の施設	【要請内容】電気ガス冷暖房等の消し忘れの確認やごみの持ち帰りなどの呼びかけ

各部署共通での項目

<外部への業務委託等に伴う受託者への環境行動の推進>

外部への業務委託を行う際は、委託契約書に以下の条文を入れてください。

(環境行動の推進)

第〇条 乙は、業務の履行に当たっては、甲が運用する生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。

▶「外部への業務委託に伴う受託者の環境行動の推進について」(平成 22 年 12 月 28 日通知)

<エネルギー使用に大きな影響を及ぼす施設・設備の新設／改修／廃止等計画の報告>

公共施設について、以下の計画等が見込まれる場合には、SDGs 推進課まで報告をお願いします。

- ・施設の新設、改修、廃止
- ・施設における再エネ・省エネ・熱源設備等の導入、更新

<地域エネルギー会社が供給する電力の利用>

本市では、平成 29 年 7 月 18 日に、エネルギーの地産地消、地域活性化を目指し、大阪ガス株式会社、生駒商工会議所、株式会社南都銀行、一般社団法人市民エネルギー生駒と共同で、地域エネルギー会社「いこま市民パワー株式会社」を設立しました。

電力小売事業による収益は株主には配当せず、子育て、教育など、地域の課題解決のために還元することで、市民生活の利便性を向上させ、さらに住みやすいまちづくりにつなげていきます。

市内の太陽光発電や小水力発電といった再生可能エネルギー等を活用した電力は、各公共施設、民間施設、一般家庭世帯へ供給しています。いこま市民パワーの設立目的をご理解いただき、事業への協力をお願いします。

【エコオフィスの取組における過去の優良事例】

- ・会議室や打合せコーナーへのディスプレイ配置、ペーパーレス会議に必要な庁内 WiFi の整備、グループウェア・Web 会議環境の整備。
- ・昼食はなるべく手作りのお弁当を持参している。
- ・会議の開催時間は、短時間で終了する様取り組んでいる。
- ・雨水タンクを利用し、幼児が栽培物に水やりをしている。
- ・落ち葉を利用して腐葉土をつくり、園の畑の土作りに利用している。
- ・再利用できるものは修理・工夫しながら使用し、ごみの分別についてもごみ箱を減らすなど徹底して取り組んでいる。また、使用していない電化製品の電源コードをこまめに抜くなど、連携をとりながら職員間で協力して取り組んでいる。
- ・子ども達と一緒にごみの分別に取り組む。
- ・古紙回収で再生紙等は回収してもらう。
- ・衛生面に配慮して、廃材を利用した玩具や環境作りをしている。
- ・会議等の機会を利用して、エアコンの使用や紙の節約等を職員に要請している。
- ・会議時等配布資料は裏紙に印刷をする、
- ・トイレや廊下の自動消灯設定。校舎屋上のソーラーパネル設置。発電量のモニター掲示。
- ・給食の牛乳パックを回収時に全てたたみ、ビニール袋を節約する。
- ・公用車を使用する際には、EV 車を使用。
- ・執務室のエアコンで強弱調整できる場合は、弱にする。
- ・残業時間の低減。
- ・テレワークの推進。
- ・気候に合わせた服装をする。
- ・絵本等を用いて、子どもたちにも環境について考えたり知らせたりする機会を保育に取り入れ、保護者にも啓発をしている。
- ・プールは、冬季営業時には保温シートの活用している。
- ・ブランケットの持参。
- ・文房具購入の際は使い捨てではなくリフィルを交換して使用できるペン等を購入する。

7. 条例、規則、要綱

生駒市環境基本条例(抜粋) (平成24年10月の改正で追加)

(環境マネジメントシステム)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

- 2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。
- 3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。
- 4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。
- 5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第24条第1項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

(環境マネジメントシステム推進会議)

第24条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
 - (2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。
- 3 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 事業者及び市民
 - (3) 市職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。
- 8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

生駒市環境マネジメントシステム推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市環境基本条例(平成11年3月生駒市条例第11号。以下「条例」という。)第24条第9項の規定に基づき、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門チーム)

第4条 条例第24条第7項の専門チーム(以下「専門チーム」という。)に属する委員は、会長が指名する。

- 2 専門チームに代表を置き、専門チームに属する委員の互選により定める。
- 3 代表に事故があるときは、専門チームに属する委員のうちからあらかじめ代表が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 前条の規定は、専門チームの会議について準用する。

(関係者の出席等)

第5条 推進会議又は専門チームは、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議及び専門チームの運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日（平成24年10月9日）から施行する。

生駒市環境マネジメントシステム運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市環境基本条例(平成11年3月生駒市条例第11号。以下「条例」という。)

第19条第6項の規定に基づき、生駒市環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(システムの活用)

第2条 システムは、生駒市環境基本計画その他環境の保全及び創造のための基本的な計画(以下「基本計画等」という。)の進行管理並びに生駒市が行う全ての事務事業における環境に配慮した活動の点検及び評価に活用するものとする。

(推進本部)

第3条 条例第19条第3項の環境マネジメントシステム推進本部(以下「推進本部」という。)は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。

3 本部員は、市長部局の特命監、公室長及び部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長並びに議会事務局長をもって充てる。

4 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 推進本部は、システムに係る目標の設定、評価及び見直しその他システムの運用に関し必要な事項を所掌する。

(推進委員会)

第4条 条例第19条第4項の環境マネジメントシステム推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置するときは、所属長等のうち、本部長が指名した者をもって組織する。

2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

(環境行動実行部門)

第5条 システムの運用を実践する環境行動実行部門は、システムの対象となる事務事業を所管する所属の職員とする。

2 環境行動実行部門は、システムの運用に際し、推進本部が定めた事項その他必要な取組を履行するとともに、基本計画等に掲げる事業その他環境に関連する事業を推進するものとする。

3 環境行動実行部門にエコ推進責任者を置き、所属長等をもって充てる。

4 エコ推進責任者は、推進本部の指示に基づき、システムの運用に必要な取組を積極的に推進し、その結果を推進本部に報告するものとする。

5 環境行動実行部門にエコ推進員を置き、所属職員の中からエコ推進責任者が指名した者をもって充てる。

6 エコ推進員は、エコ推進責任者を補佐し、所属の環境行動の記録並びに所属内の連絡調整及び環境配慮に関する啓発を行う。

(目標の設定)

第6条 システムの具体的な運用方法及び目標は、条例第24条の生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)による調査審議を受け、本部長が決定する。

2 本部長は、前項で決定した目標等を環境行動実行部門に通知する。

(監査及び取組の是正措置)

第7条 システムの取組状況については、推進会議による点検及び評価を受け、当該評価の結果、取組が不十分と認められた項目等については、速やかに是正等の措置を講ずるものとする。

(システムの見直し)

第8条 本部長は、必要に応じてシステムの見直しを行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月11日から施行する。

2 生駒市環境マネジメントシステムの実施及び推進組織の設置に関する取扱要綱(平成22年11月1日施行)並びに生駒市環境マネジメントシステムの推進に係る懇談会開催要綱(平成24年6月18日施行)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

2 改正後の生駒市環境マネジメントシステムの運用及び推進組織の設置に関する取扱要綱第4条第9項の規定は、平成26年度以降の取組目標に係るシステムの運用について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。